

2. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取り扱いの再確認(5/8～)

新型コロナウイルス感染症に係る取り扱いについては、令和5年5月8日をもって原則として「感染対策を行ったうえで通常どおりサービス提供を行う」こととされました。

ただし、一部の措置については、「当面の間継続」、または「一定の要件のもと継続」されます。活用にあたっては、厚生労働省、所沢市 HP 等の記載をよくご確認のうえ、提供記録等に必ず記載してください。

対応の注意点

利用者への説明は**丁寧**に

誤解されることのないよう丁寧な説明を心がけてください。

担当ケアマネジャーと**連携**を取りましょう

お互いに連携を図りながら利用者へのご対応をお願いします。

記録に残しましょう

「いつ」「どこで」「誰に」「何を」「なぜ(理由)」「どのように(経緯等)」を記録してください。

感染症法上の位置づけ変更後(令和5年5月8日)以降における新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取り扱い

以下1～3の考え方によって分類されます。詳細は HP を参照してください。

- 1 関係者に新型コロナ感染者が発生した際に、安定的にサービス提供を行うための臨時的な取扱いや、ワクチン接種促進のための臨時的な取扱いについては、当面の間継続する。
- 2 より合理的な取扱いに見直すことが適当なものについては、以下の通りの見直しを行った上で臨時的な取扱いを継続する。
 - 2.1 人員基準等の緩和に係る臨時的な取扱いについては、関係者に新型コロナ感染者が発生した場合において、柔軟な取扱いを継続する。
 - 2.2 研修に係る臨時的な取扱いについては、実習・実地研修に限り、新型コロナの影響により未受講の場合に、基準違反・減算としない取扱いを継続する。
- 3 臨時的な取扱いがなくても必要なサービスを提供することが可能と考えられるものについては、**当該臨時的な取扱いを令和5年5月7日をもって終了する。**
※位置づけ変更前に既に取扱いを終了しているものを含む

*関係者に新型コロナウイルス感染者の発生を把握した場合は、担当ケアマネジャー、家族、利用している他のサービス事業所へ連絡するとともに、介護保険課へ報告書(様式不問)をご提出ください。

*臨時的休業もしくは縮小して運営する際は**事前**に利用者、担当ケアマネジャー等に連絡をするとともに、代替サービスの確保等について丁寧な説明を行い、介護保険課へ指定の様式で報告してください。